

# 一般社団法人民間救命士統括体制認定機構 定款

## 第1章 名称及び事務所

### 第1条（名称）

本法人は、一般社団法人民間救命士統括体制認定機構と称する。

### 第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

2. 本法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本法人は、医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制において医師による指示・指導によって質の担保を行うこと、並びに、救急救命処置を行う民間救命士の質の担保を行うことにより、医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制の安全と充実を図り、国民の福祉の向上に貢献することを目的とする。

### 第4条（事業）

本法人は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1) 医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制におけるメディカルコントロール事項
- 2) 救急救命士に対する認定基準の策定、公表及び認定事項
- 3) 救急救命士を雇用する組織に対する施設認定事項
- 4) 医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制に関する安全対策事項
- 5) 医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制に関するプロトコルの策定・普及事項
- 6) 医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制に関わる認定医の認定事項
- 7) 医療機関前から入院するまで（入院しない場合は医療機関に滞在している間）の救護・救急医療体制に関わる講習会の実施事項
- 8) 公開講座等の社会貢献事項
- 9) 関係学術団体などの連絡提携事項

10) その他本法人の目的を達成するために必要な事項

#### 第5条（公告）

本法人の公告は、電子公告によって行う。

2. 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する。

### 第3章 会員

#### 第6条（会員の構成）

本法人の会員は、次の2種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は法人。
- 2) 賛助会員 本法人の事業を賛助して入会した個人又は法人。

#### 第7条（入会）

本法人の正会員になろうとする者は、所定の手続による入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### 第8条（会費）

正会員及び賛助会員は、本法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

#### 第9条（任意退会）

正会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。

#### 第10条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 総正会員の同意があったとき。
- 2) 死亡又は解散したとき。
- 3) 除名されたとき。
- 4) 特別の理由なく、2年以上会費を納入しないとき。

#### 第11条（除名）

会員が本法人の名誉を著しく傷つけた場合等の正当な理由がある場合には、社員総会にお

いて正会員の半数以上であって、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、除名することができる。

2. 前項の規定により除名する場合には、当該正会員に対し、社員総会の 1 週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3. 前項の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員

### 第 12 条（役員等の種類）

本法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3 名以上 20 名以内
  - 2) 監事 2 名以内
  - 3) 理事のうち 1 名を代表理事とする。
  - 4) 理事のうち 2 名以内を副代表理事とする。
  - 5) 代表理事、副代表理事以外の理事のうち 5 名以内を常務理事とする。
2. 前項第 4 号及び第 5 号の副代表理事、常務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

### 第 13 条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事及び常務理事は理事会の決議により選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずる者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特例の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

### 第 14 条（役員任期）

理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期については、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 12 条 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第 15 条（理事の職務）

代表理事は、本法人を代表し、業務を統括する。

2. 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時は、あらかじめ定めてある順序によりその職務を代行する。
3. 常務理事は、本法人の業務を分担執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
5. 代表理事、副代表理事、常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、通常理事会にて自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### 第 16 条（監事の職務）

監事は、次の権限を有する。

- 1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- 2) 本法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- 3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- 5) 前号の場合において必要であると認めるときは、代表理事に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- 6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- 7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

### 第 17 条（責任の免除）

本法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 理事会及び社員総会

### 第18条（理事会）

理事会は通常理事会、及び臨時理事会の2種とする。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。
3. 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - 1) 本法人の業務執行の決定
  - 2) 理事の職務の監督
  - 3) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
  - 4) 代表理事及び副代表理事、ならびに常務理事の選定及び解職
4. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - 2) 多額の借財
  - 3) 重要な使用人の選任及び解任
  - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
  - 6) 第17条の責任の免除

### 第19条（理事会の開催）

通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。ただし、4か月を超える間隔で開催するものとする。

2. 臨時理事会は、次の場合に開催する。
  - 1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - 2) 代表理事以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
  - 3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした理事が招集したとき。
  - 4) 監事から開催の請求があったとき。
  - 5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした監事が招集したとき。

### 第20条（理事会の招集）

前条第2項第3号及び第5号の場合を除き、理事会は代表理事が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### 第21条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### 第22条（理事会の定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

#### 第23条（理事会の決議）

理事会の議事は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案につき異議を述べたときはその限りではない。
3. 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### 第24条（理事会の議事録）

理事会の議事については、法務省令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

#### 第25条（社員総会）

社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 社員総会は、正会員をもって構成する。
3. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### 第26条（社員総会の開催）

通常社員総会は、毎年1回毎事業年終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - 1) 理事会が必要と認めたとき。
  - 2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及

び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

#### 第 27 条（招集）

社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の 1 週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権が行使できることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

#### 第 28 条（社員総会の議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### 第 29 条（社員総会の定足数）

社員総会は、委任状及び書面表決者を含めて正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

#### 第 30 条（社員総会の決議）

社員総会の議事は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1) 会員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 役員等の責任の一部免除
- 4) 定款の変更
- 5) 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 6) 解散及び継続
- 7) 合併契約の承認

#### 第 31 条（書面決議等及び社員総会の決議及び報告の省略）

やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席した者とみなす。

2. 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

3. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

### 第 32 条（議事録）

社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 社員総会の日時及び場所
  - 2) 正会員の現在数
  - 3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - 4) 審議事項及び議決事項
  - 5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
2. 議事録には、議長及び議事録作成にかかる職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 計算

### 第 33 条（事業計画及び収支予算）

本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、代表理事が作成し、定時社員総会前に理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3. 代表理事は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

### 第 34 条（事業報告及び収支決算）

本法人の事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後 3 か月以内に代表理事が事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、事業報告書は社員総会に報告し、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書については社員総会の承認を受けなければならない。

### 第 35 条（会計）



この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

#### 第 36 条（余剰金の処分）

本法人は、余剰金が生じた場合であってもこれを社員に分配しない。

#### 第 37 条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 7 章 定款の変更及び解散

#### 第 38 条（定款の変更）

定款の変更は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### 第 39 条（解散）

本法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解散することができる。

2. 本法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする公益法人、国又は地方公共団体に寄附するものとする。

### 第 14 章 附則

#### 第 40 条（施行細則）

この定款の施行についての必要な事項は、代表理事が理事会及び社員総会の議を経て細則として別に定める。

#### 第 41 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則 1. 本定款は令和 2 年 9 月 30 日より施行する。

2. 施行前日における業務執行理事は、本定款の施行日をもって第 12 条第 1 項第 5 号等に規定する常務理事になるものとする。

2019年6月30日 一部変更

2020年9月30日 一部変更

2020年10月10日 一部変更

2021年6月21日 一部変更

上記は、本法人の定款の原本と相違ありません。

2021年6月21日

一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構

代表理事 有賀 徹